

第 49 回接続委員会 議事概要

日時 令和元年 8 月 22 日（金）10:00～11:00

場所 総務省 8 階 第 4 特別会議室

参加者 接続委員会 相田 仁主査、佐藤 治正委員、山下 東子委員、関口 博正委員、高橋 賢委員、
西村 暢史委員、西村 真由美委員

総務省 竹村電気通信事業部長、大村料金サービス課長、中村料金サービス課企画官、
清尾料金サービス課課長補佐、茅野料金サービス課課長補佐

【議事概要】

- ① 電気通信事業法第 3 4 条第 1 項の規定による第二種指定電気通信設備の指定等【諮問第 3 1 1 7 号】
 - 総務省から資料について説明が行われた後、報告書（案）について、議論が行われた。
 - その結果、報告書（案）の別紙の一部を修正した上で、電気通信事業部会に報告することとなった。
- ② 東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の第一種指定電気通信設備に関する接続約款の変更の認可（網終端装置に係る接続メニューにおける新たな区分の追加）について【諮問第 3 1 1 9 号】
 - 総務省から資料について説明が行われた後、報告書（案）について、議論が行われた。
 - その結果、報告書（案）の別紙の一部を修正した上で、電気通信事業部会に報告することとなった。
- ③ 東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の第一種指定電気通信設備に関する接続約款の変更の認可（令和元年度の将来原価接続料等の再算定）について【諮問第 3 1 2 0 号】
 - 総務省から資料について説明が行われた後、報告書（案）について、議論が行われた。
 - その結果、報告書（案）の別紙の一部を修正した上で、電気通信事業部会に報告することとなった。

【主な発言等】

- ① 電気通信事業法第 3 4 条第 1 項の規定による第二種指定電気通信設備の指定等【諮問第 3 1 1 7 号】

（佐藤委員）

モバイル市場の競争環境に関する研究会にて、議論されてきた内容を踏襲し、省令に反映されたものと承知しており、問題ない。

（山下委員）

資料の中には 5 G 時代になると考え直す必要があると記載があるが、そのような時代はどのくらい先にくるのかという見通しはあるのか。また、個人からの意見について、再意見を同じ人が出し

ているのかわかりにくいので、例えばA、B、Cのように識別したらどうか。

(事務局)

来年度から各社が5Gを開始する予定である。その後、仮想化やスライシング等、新たな技術が始まると思われるが、議論は前もって行うべきと考えている。個人の識別については、ご指摘を踏まえ主査とも相談した上で、もし判別がつく場合はわかるようにさせていただきたい。

(相田主査)

5Gに関して、参考ではあるが、IPネットワーク設備委員会において、5G及びそれ以降に向けての議論がされている。そこでは、当面の5Gは、ノンスタンドアロンモードという4Gとネットワークが共通のものであり、本格的なスライシングの実現はできないと思われる。スタンドアロンモードという5Gの機能がフルで使えるようなネットワークに移行するのは、大体5年後と言われている。

(事務局)

情報通信審議会の次世代競争ルールWGという会議においても、卸電気通信役務の在り方や事業者間連携の在り方について、スライシング導入が進むとどうなるのか検討が行われている。そこでは、直近で解決すべき課題と、もう少し技術的な進展を踏まえて中長期的に考えるべき問題と、時間軸に分けて検討している。

(西村 真由美委員)

今回の委員会とは直接関係性はないが、その他の意見としてSIMロック関係の意見が出ている。SIMロック以外にネットワーク利用制限も含めて、キャリアが利用者に対して制限をかけるような行為が妥当かどうかということについては、しかるべき場所でぜひ検討していただきたい。

(西村 暢史委員)

独占禁止法上、二種指定事業者間での情報交換に対して注意を要するという指摘がなされたことは極めて重要であり、事前、または事後的にでも、ガイドラインでの注意喚起や今回のような考え方を示すことは意味があるのではないか。

(相田主査)

今まで接続料原価に関してはできるだけ透明にするという方向で話していたが、今回の公正取引

委員会のご指摘を受け、必ずしも全て見えるようにするほうがいいということではないので、今後検討する際に注意したい。

② 東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の第一種指定電気通信設備に関する接続約款の変更の認可（網終端装置に係る接続メニューにおける新たな区分の追加）について【諮問第3119号】

（特段意見なし）

③ 東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の第一種指定電気通信設備に関する接続約款の変更の認可（網終端装置に係る接続メニューにおける新たな区分の追加）について【諮問第3119号】

（佐藤委員）

光ファイバの耐用年数について、適宜見直しを行い、実態と差が生じないように検証する必要があると思う。

（関口委員）

フレキシブルファイバについて、審査結果の記載と意見に対する考え方の記載に齟齬が生じていないか。

（事務局）

記載内容を合わせるように見直しを行う。

（山下委員）

計算のデータ誤りが2件あったが、軽微だったことから問題がなかったと思う。もしも軽微でなかった場合は、どのような対応を行うのか。

（事務局）

事業者に対しては、適時適切に再発防止対応をするよう伝えている。

（相田主査）

今回は、総務省の統計誤りと、業者で使用するソフトの誤りの2件であった。今後はこのよう

ことがないよう適切に対処していく必要があるかと思う。

以上